

令和4年度保育施設利用調整基準表

新・変・転  
月

児童名

区分	父の状況			母の状況			
	基本指数	加算指数		基本指数	加算指数		
就労・採用予定	160h以上	26	/	26	/	/	
	140~160h未満	24		24			
	120~140h未満	22		22			
	100~120h未満	20		20			
	80~100h未満	18		18			
	64~80h未満	17		17			
	採用予定(生計中心者・保育士等優先利用希望者を除く)	15		15			
内職	16	16	16				
求職中・起業準備	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3			
出産予定	/			33	/		
疾病	20	入院(1ヶ月以上)	13	20	入院(1ヶ月以上)	13	
		常時臥床・指定難病	6		常時臥床・指定難病	6	
		上記以外					
障害	身体障害	20	1・2級	13	20	1・2級	13
			3級	10		3級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	20	1級	13	20	1級	13
			2級	10		2級	10
			3級	6		3級	6
知的障害	20	①・A・B	13	20	①・A・B	13	
		C	10		C	10	
看護	20	常時臥床の親族を看護	10	20	常時臥床の親族を看護	10	
		通所・通院の付添い週5日以上	10		通所・通院の付添い週5日以上	10	
		同週4日以上	8		同週4日以上	8	
		上記以外	4		上記以外	4	
介護	20	要介護3~5	10	20	要介護3~5	10	
		要介護2	8		要介護2	8	
		要介護1	4		要介護1	4	
週3日以上介護保険サービス利用あり	18	/		18	/		
災害復旧	50	/		50	/		
就学	就学中	18	職業訓練 4	18	職業訓練 4		
	就学予定	11	/		11	/	
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20
	不存在	60	/		60	/	
計			計				

調整指数1(保育状況)		指数
区分		指数
記載なし		0
委託	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用中	5
	幼稚園に通園中	7
	家庭保育室に委託中(ベビーシッター等含む)	7
	ナーサリールームその他の認可外保育施設に委託中	7
	保育施設の一時的保育を利用中	7
	事業所内保育施設に委託中	7
	養護施設等に入所中	15
保護者が保育	自宅にて保育	2
	自宅外にて保育	3
	育児休業中・産前産後休暇中	6
保護者以外が保育	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得することに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹	11
	祖父母・その他の親族が保育	3
	知人が保育	4
勤務先にて保育		5
計		

調整指数2(加算状況)		指数	
区分		指数	
市内の乳幼児保育所・小規模保育施設・定期保育 卒園児		5	
転園	転居・勤務地の変更・在園施設の移転 兄弟姉妹が在園する保育施設への転園	2	
	市外委託先から市内保育施設への転園		
	市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育施設 在園の新規申込み		
	生活保護等受給世帯		
単身赴任中		4	
保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり(条件あり)		1	
保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設または幼稚園※に勤務中または採用予定		9	
兄弟姉妹	障害児あり	3	
	未就学児童あり	同一園を第一希望とするもの 上記以外	3
	未就学児童なしで、小4までの就学児童あり	1	
	兄弟姉妹3人以上家庭(3人目以降人数につき1点)	1/人	
父方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
父方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
母方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
母方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
計			

不存在	1
災害復旧	2
疾病・障害	3
出産	4
看護・介護	5
就労中	6
育児休業中	7
学生	8
稼働予定	9
求職中	10
在園者	11
管外委託	12
育休延長希望	13

①同保同時
②同保順次(上)
③同保順次(下)
④別保同時(同)
⑤別保同時(希)
⑥別保順次(同)
⑦別保順次(希)
⑧その他 ( )

合計指数
------

※市内幼稚園に勤務中または採用予定の場合は、教育及び預かり保育を1日8時間以上かつ年間200日以上実施する幼稚園に、預かり保育を含め週20時間以上勤務していることを条件とする。  
 ※利用調整は、26条等通知児童でかつ市内育成支援児童→26条等通知児童→市内育成支援児童→市内一般児童→市外一般児童→市外育成支援児童→育休延長希望児童の各区分の順に行う。  
 ※異なる家庭状況で同合計指数の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。  
 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除等の控除前の税額)の低い世帯から選考する。  
 ※本基準表は、令和4年4月入所における利用調整から適用する。